

「令和 8 年度データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の活用方策に関する
調査および検討委託業務」の入札説明書に関する質問回答

令和 8 年 8 月 18 日
環境省地球環境局
地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

No.	質問事項		回答	備考
1	別添 2 仕様書 3. (3)ア	有識者へのヒアリングについて、①「謝金の標準支払基準」に基づき支払う謝金及び訪問に要する旅費は、いずれも受託者が負担し入札価格に含めて見積もるものと理解してよろしいでしょうか。②「合計 20 人回程度」の「人回」とは、有識者 1 名に対する 1 回のヒアリングを 1 人回と数えるもの（同一の有識者に 2 回実施した場合は 2 人回）と理解してよろしいでしょうか。③謝金の対象となる有識者の区分・単価の想定（例：大学教授等）について、貴省でお考えの目安がございましたらご教示願います。	①有識者への謝金及びヒアリング実施に要する費用については、受託者が負担し、入札価格に含めてください。 ②有識者 1 名へのヒアリング 1 回を 1 人回（同一の有識者に 2 回実施した場合は 2 人回）と想定しています。 ③有識者の区分・単価については、「謝金の標準支払基準」に基づき、業務内容に応じて適切に設定してください。	
2	別添 2 仕様書 3. (3) ア・イ	ヒアリング及び進捗報告会議の実施形態について、①訪問（対面）とウェブ会議の割合について、貴省でお考えの目安はございますでしょうか。②月 1 回程度の進捗報告会議は、原則としてウェブ会議（Microsoft Teams 又は Webex）によることとしてよろしいでしょうか。対面での開催を予定される場合、開催場所は中央合同庁舎第 5 号館との理解でよろしいでしょうか。	ヒアリング及び進捗報告会議の実施形態（対面・ウェブ）の割合について、現時点で特段の想定はありません。 ウェブ会議の場合は、Microsoft Teams または Webex を使用し、対面開催の場合は中央合同庁舎第 5 号館での開催を想定しています。	
3	別添 2 仕様書 3. (1) ～(3)	本業務の実施に当たり、有識者による検討会・委員会等を設置し運営することは、本業務の範囲には含まれない（有識者からの知見の収集は 3. (3)アのヒアリングによる）ものと理解してよろしいでしょうか。また、ヒアリングの対象となる有識者は、受託者が候補を提案し、環境省担当官と協議のうえ決定するものと理解してよろしいでしょうか。	有識者による検討会・委員会等の設置及び運営は仕様書 3. (1)～(3)の範囲には含まれません。また、ヒアリング対象者については、必要に応じて、受託者から候補を提案いただき、環境省担当官と協議の上決定することを想定しています。	

No.	質問事項		回答	備考
4	別添 2 仕様書 5. / 別 添「1. 報告書等 の仕様及 び記載事 項」	成果物について、①「A4判100頁程度」は目安であり、内容に応じて増減しても差し支えないものと理解してよろしいでしょうか。②報告書の印刷（グリーン購入法に基づく基本方針の「印刷」に係る判断の基準を満たすもの）を印刷事業者へ発注すること、及び英語サマリーのネイティブチェックを外部に依頼することは、契約書（案）第5条にいう再委託には該当せず、役務・物品の調達として取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。再委託に該当する場合は、承認の手續及び時期をご教示願います。	①「A4判100頁程度」は目安であり、業務内容に応じて増減することは差し支えありませんが、増減の程度については事前に必ず環境省担当官に相談し承認を得てください。 ②報告書の印刷については、一般的な役務等の調達として取り扱い、再委託には該当しません。 また、英語サマリーのネイティブチェックについては、契約案件（変更契約を含む。）1件当たりの見積金額（契約見込額・税込）が200万円を超えない場合は、再委託には該当しません。	
5	別 添 5 評価基準 表 2. 3 / 別添 3 I. 1	評価項目「2. 3 追加的業務の提案」について、①提案した追加的業務の実施に要する経費は、入札価格に含めて見積もるものと理解してよろしいでしょうか。②追加的業務の提案は任意であり、提案の有無及びその内容は予定価格に影響しないものと理解してよろしいでしょうか。	①追加的業務を提案する場合は、提案内容の実施に必要な経費を含めて入札価格を算定してください。 ②追加的業務の提案は任意です。提案内容は評価基準表に基づき評価します。	
6	別添 5 評価基準 表 4. 2・5. / 別添 4 様式 4. 2・ 5.	「類似業務（データセンターの需要拡大を背景とした環境影響やデータセンターの脱炭素化に資する技術の調査業務等）」の記載について、①調査・検討業務のほか、データセンター及び通信設備等における電源設備・冷却設備・環境モニタリング等の設計・構築・運用に係る業務など、本業務の内容に関連する実績についても、本業務との関係がわかるよう業務の概要及び技術的特徴を記載したうえで、併せて記載して差し支えないでしょうか。②発注機関との守秘義務により発注機関名を明示できない実績について、発注機関名を伏せた記載（例：「官公庁A」）としたうえで、業務の概要・時期・技術的特徴を具体的に記載する形でも差し支えないでしょうか。	①類似業務については、本業務と同様の調査・検討業務に関する実績を基本とします。なお、それに加えて、本業務との関連性が分かるその他の業務実績を記載いただくことは差し支えありません。 ②守秘義務等により発注機関名を記載できない場合は、発注機関名を伏せた上で、可能な範囲で業務内容が分かるよう記載してください。	

No.	質問事項		回答	備考
7	別添 4 様式 5. / 別 添 5 評 価基準表 5.	「5. 組織の実績」について、①実績の時期に関する定め（過去○年以内等）はございますでしょうか。②受注形態欄に「下請受注」と記載する実績についても、記載の対象に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。③記載できる業務名は10件までとされておりますが、記載順に関して貴省でお考えがございましたらご教示願います。	①実績の対象期間について特段の定めはありません。 ②下請受注の実績についても記載して差し支えありません。 ③記載順について指定はありません。	
8	別添 3 I. 1・ 2 / 別添 4 様式	提案書の分量について、①表紙、目次、「はじめに」（仕様書の遵守に関する記載）、並びに様式「6.」から「9.」までの各欄は、様式に定める分量制限（各項目のA4判の枚数）には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。②環境マネジメントシステム認証、認定通知書、賃上げ計画の表明書等の証明書類の写しについても、同様に分量制限の対象外と理解してよろしいでしょうか。③文字の大きさ、余白等に関する指定はございますでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②証明書類等の添付資料についても枚数制限の対象外です。 ③文字サイズ、余白等に関する指定はありませんが、審査に支障のないよう作成してください。	
9	入札説明 書 7. (1)・ (3)	提案書の提出方法について、①電子により提出する場合は、(ア)提案書一式（PDF）を電子メールにより chikyu-somu@env.go.jp 宛に送付し、(イ)あわせて別添4の表紙のみをPDF化して電子調達システムに証明書として提出する、という2系統の提出を行うものと理解してよろしいでしょうか。②環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しは、①(ア)の電子メールに添付する方法で差し支えないでしょうか。③1通7MBを超えるため分割して送信する場合、件名への通し番号の付記等、貴省でご指定の方法はございますでしょうか。また、パスワード付き圧縮ファイルの使用は可能でしょうか。	①ご理解のとおりです ②差し支えございません。 ③特段指定はございませんが、通し番号など件名に記載していただけますと助かります。 また、パスワード付ファイルの使用可能です。	

No.	質問事項		回答	備考
10	別添 5 評価基準 表 8. ／別添 4 様式 8. 注 1	「8. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」について、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主が、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を努力義務により策定し届け出た場合、①労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付し、かつ提案書提出時点において計画期間が満了していなければ、加点（1 点）の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。②届出の時期が提案書提出の直前であっても差し支えないでしょうか。	①提案書提出時点において、評価基準表及び様式に記載の条件を満たしている場合は加点対象となります。 ②届出時期について特段の制限はありませんが、提案書提出時点において有効な状態である必要があります。	
11	別添 5 評価基準 表 6. 1／別添 4 様式 6. (1)	「6. 1 温室効果ガスの排出削減目標の設定」について、①自社ウェブサイトにて削減目標を掲載し、当該ウェブページの URL を提案書に記載する方法をもって「公表」しているものとして差し支えないでしょうか。②公表の時期は、提案書提出時点において公表されていれば足りるものと理解してよろしいでしょうか。③目標の対象範囲（Scope 1+2、Scope 3）及び基準年度の記載方法について、指定の様式・記載事項がございましたらご教示願います。	①自社ウェブサイト等で公表している場合は、その URL を記載してください。 ②提案書提出時点において公表されていれば差し支えありません。 ③対象範囲や基準年度等について追加の指定はありません。	
12	別添 5 評価基準 表 6. 2／別添 4 様式 6. (2)	「6. 2 デコ活の実施」について、①デコ活応援団への参画及びデコ活宣言は、提案書提出時点において登録・宣言が完了していれば加点の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。②登録完了を示す証憑（登録完了通知、登録画面の写し等）の添付は必要でしょうか。③加点項目の「デコ活に関する顕著な取組（1 点）」について、想定される取組の例をご教示願います。	①提案書提出時点で参画・宣言が完了している場合は加点対象となります。 ②証憑の添付は不要です。 ③顕著な取組について一律の基準は設けていません。提案内容を踏まえて総合的に評価します。	
13	別添 5 評価基準 表 9. ／別添 4 様式 9.	「9. 中小企業等の賃上げの実施」について、①「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は、環境省ホームページに掲載されているものを使用するものと理解してよろしいでしょうか。掲載場所（URL）をご教示願います。②「対前年度」又は「対前年」の選択に応じて用いる様式が異なることですが、事業年度により表明する場合に対象となる事業年度についてご教示願います。③前年度の法人税申告書別表 1 は、写しの提出で差し支えないでしょうか。	①環境省ホームページ掲載の様式を使用してください。 https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html ②事業年度により表明する場合の対象事業年度については、上記 URL に掲載している各様式及び関連資料をご確認ください。 ③法人税申告書別表 1 は写しで差し支えありません。	

No.	質問事項		回答	備考
14	別添 3 I. 3 (2)	過年度業務に係る資料の閲覧について、①閲覧が可能な資料の名称及び対象年度をご教示願います。②閲覧の申込先・受付時間、並びに申込みから閲覧までに要する標準的な日数をご教示願います。③質問に対する回答の掲載日（8月18日）以降の日程でも閲覧は可能でしょうか。④閲覧時の人数、所要時間の上限、及び手書きによる書き取りの可否についてご教示願います（複写及び写真撮影が禁止されていることは承知しております）。	①閲覧を希望する資料がある場合は、仕様書記載の連絡先へ個別にご相談ください。 ②閲覧日時は個別調整とします。 ③質問に対する回答の掲載日（8月18日）以降の日程でも閲覧は可能です。 ④閲覧人数及び閲覧時間について一律の制限は設けていませんが、個別調整とします。 手書きによるメモは差し支えありません。	
15	入札説明書 1 1. /別添 3 II. 1	落札者の決定に当たり、入札価格については「予定価格の制限の範囲内であること」が要件とされておりますが、このほかに調査基準価格、最低制限価格又は低入札価格調査に関する定めは設けられていないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
16	別添 1 契約書 (案) 第 10条第 2項	概算払について、①概算払を希望する場合の請求の時期・回数及び限度額の考え方をご教示願います。②概算払を希望しない場合であっても差し支えないものと理解してよろしいでしょうか。	①基本的には時期・回数は四半期に1回、限度額は最大契約額の9割を想定しておりますが、詳細は契約後、環境省担当官にご相談ください。 ②希望しなくても問題ないです。	